

特定継続的役務提供 概要、契約 書面

- 1, 役務の内容 家庭教師。小中高校生受験生等への学力の教授。または電子計算機の操作の知識と技術の教授。
- 2, 購入が必要な商品 ありません。入会金、ありません。ただし、相談の上で市販の教材を買う場合やコピー代等諸経費が必要になる事があります。また、有料の場所を借りる場合や光熱費はご家庭または依頼者がこれを支払います。
- 3, 指導料 (依頼者が家庭教師に支払。全て事前に依頼ある場合のみとし、家庭教師の独断・事後請求はしない。)

指導料金 いずれも一回あたりの料金
90分 5500円 60分 5000円
夕方割引 平日6時まで終了の場合
90分 5000円 60分 4500円
昼間割引 平日午前11時から午後4時までのうち
3時間まで 4000円

延長料金 30分につき500円(兄弟姉妹等を連続して教える場合も延長料金で計算、依頼ある場合は指導前に決めておく)

小論文など授業中に解答時間をとるものは適宜割引

指導中の生徒の添削、教材製作、電話相談、雑用等 時給1000円に換算

その他 時給4000円にて換算(単発の添削、制作など含む)

継続割引 一回90分の場合、12回超は5000円。

なお、割引は合算しない。

- 4, 交通費 (依頼者が家庭教師に支払う)

札幌市内は無料(但しバス対キロ区間は差額料金を請求)

札幌市外は札幌市内の最寄り駅からの電車バス代を請求します。(駅から1.5キロ以内はバス等を利用せず、最も安い経路で精算)

一回往復 _____円 経路 _____

- 5, キャンセルとスケジュールの変更等

ご家庭にキャンセルまたは急な予定変更が発生した場合、指導開始1時間位前までにメールまたは留守番電話に録音すればキャンセル料は不要です。家庭教師が留守電を聞かず訪れた場合でも、指導料交通費とも不要です。

連絡なしにキャンセルした場合は、指導料の10%を(本人の小遣いから?)支払います。家で寝ていて気がつかなかった場合などもこれに含まれます。

万一家庭教師の事情での急な予定変更の場合は代替補習を無料で実施します(病欠は朝か前日に連絡します)

- 6, 指導料の支払時期と方法 毎月1回、または各回毎に精算。後払い。

- 7, 役務の提供期間 ____年__月__日迄 または受験日(進路決定)迄 または特に決めない

8, 中途解約 ご家庭または依頼者の中途解約は、理由の如何を問わず、通告するだけで随時可能です。役務提供前の解約は一切の料金が不要です。役務提供後は指導した分の指導料実費と交通費を支払います(回数券は分割)。損害賠償や違約金は不要です。事業者の側から解約を申し出る事は特段の理由がない限りありませんが、スケジュール等の都合がつかない等やむを得ない理由がある場合は判明した時点ですみやかに依頼者または家庭に申し出るものとしします。

9, パソコン指導の場合、家庭教師は問題が起こる可能性の説明をし、バックアップをする等万全を期して機器とパソコン内のデータを扱い、万一不測のトラブルが発生した場合でもそれ以上の責任は負わないものとする。

- 10, 特約(ある場合は記入)

この契約書面の内容を十分に読んでください。本件家庭教師のような特定継続的役務提供に際し、消費者が契約をした場合でも、書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、消費者は事業者に対して、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。事業者が、事実と違うことを告げたり威迫したことにより、消費者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記期間を経過していても、消費者はクーリング・オフができます。(クーリング・オフを行う際には、後々のトラブルをさけるためにも書留か内容証明郵便で行うことが適切です。)クーリング・オフを行った場合の効果は、消費者が既に商品もしくは権利を受け取っている場合は、業者の負担によって、権利を返還することができます。また、役務が既に提供されている場合でも、その対価を支払う必要はありません。また、消費者は、損害賠償や違約金を支払う必要はなく、既に頭金など対価を支払っている場合は速やかにその金額を返してもらうことができます。

この契約は月5万円以上の可能性がある場合は必須ですが、それ以外でも契約可能です。2011年8月改訂

年 月 日

甲 依頼者(またはご家庭における保護者)

乙 事業者(家庭教師)

事業者 大塚修司
住所 札幌市北区新琴似7条13丁目3-21
電話 050-3564-7900
FAX 020-4623-6356
E-Mail hendayo@nifty.com